令和３年４月１４日掲載

鹿追町店舗等修繕補助金Q＆A （第1版）

【制度の概要】

**Q鹿追町店舗等修繕補助金はどのような制度ですか？**

A町内の中小企業者が所有または賃貸する店舗等の修繕工事費用の一部を補助する制度で、平成３０年３月２２日に創設しました。当初は令和３年３月３１日までの期間限定でしたが、この度、令和３年４月１日から**令和６年３月３１日まで期間が延長**されました。

**Q対象となる中小企業者とはどのような範囲ですか？**

A本制度における中小企業者の定義は、中小企業基本法第２条により定義された方を指します。

|  |  |
| --- | --- |
| **業　　　　　種** | **下記のいずれかを満たすこと** |
| **資本金の額または****出資の総額** | **常時使用する従業員の数** |
| ①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く） | ３億円以下 | ３００人以下 |
| ②卸売業 | １億円以下 | １００人以下 |
| ③サービス業 | ５，０００万円以下 | １００人以下 |
| ④小売業 | ５，０００万円以下 | ５０人以下 |

**Q資本金（出資金）または従業員の基準を満たせば、特定非営利活動法人（NPO）なども本制度における中小企業者として該当になりますか？**

A 以下とのおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| **該当する** | ・農家（個人農家）・農家（農業法人　※会社法の会社または有限会社に限る）・医者（個人開業医） |
| **該当しない** | ・医者（医療法人）・特定非営利活動法人・公益社団、財団法人・農事組合法人 | ・社会福祉法人・一般社団、財団法人・学校法人・有限責任事業組合（LLP） |
| ・組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法の基づく組合等） |

**Q倉庫や作業場、宿泊施設は対象になりますか？**

A本制度の対象となる施設は、商品の販売またはサービス提供の用に供する部分または事務所の用に供する部分ですので、これらに該当しない場合の倉庫や作業場は対象外です。宿泊施設はサービス提供の用に供する部分にあたるため、対象になります。

**Q令和３年４月１日から制度内容が拡充されたと聞きました。内容を詳しく教えてください。**

A拡充したのは以下の内容です。

・基礎、土台、柱、筋交い等の修繕または補強工事

　・店舗等の外壁、屋根、看板、外構等の修繕工事

　・厨房または便所を改良する工事

　・ウイルス対策等のため改良する工事

　・電気等の設備を改良する工事

　従前の内容を含めると次のとおりです。赤字は拡充内容です。

　（ア）**基礎、土台、柱、筋交い等の修繕または補強工事**

（イ）店舗等の**外壁、屋根、看板、外構**、床、内壁、天井等の修繕工事

（ウ）**厨房または便所を改良する工事**

（エ）**ウイルス対策等のため改良する工事**

（オ）間取りの変更等の模様替えを行う工事

（カ）衛生、**電気**等の設備を改良する工事

（キ）建具の取替え等の工事

（ク）断熱改修または遮音工事

（ケ）その他町長が必要と認める工事

**Q申請から交付までの流れを教えてください。**

A申請から補助金交付までの流れは次のとおりです。

Step1　まずは商工観光課商工労政係に相談

Step2　申請書などの必要書類を用意し、商工観光課に書類を提出

Step3　町から決定通知が申請者に送付されます

Step4　工事に着手　※着工届（第6号様式）を提出

Step5　工事が完了　※工事完了届（第9号様式）を提出

Step6　町が実地調査を行い、補助金確定通知書が送付されます

Step7　補助金額が確定　※補助金請求書（第11号様式）を提出

Step8　請求に基づき補助金が全額商品券で支給されます

**Q補助額はどのぐらいですか？**

A修繕工事に要する費用の２０％（千円未満切捨て）を補助します。なお、補助金は全額商品券で交付されます。

**Q賃貸の店舗で営業をしている者ですが、制度を利用して修繕をすることは可能でしょうか？**

A貸主（所有者）の承諾があれば可能ですので、承諾書（第4号様式）に貸主の記名・押印をもらった上で提出してください。

【活用方法】

**Q平成３０年度に本制度を利用して修繕工事を行った者です。今回制度が拡充されて外壁なども修繕の対象となったので、制度を利用して修繕を行いたいので対象になりますか？併せて建具の取替工事を考えていますがこちらも対象になりますか？**

A従前の制度を一度利用された方も申請可能です。ただし、補助額上限の１００万円から以前補助を受けた額を差し引いた額が上限となります。また、建具の取替工事も対象になりますが、以前に本制度を使って修繕した同一箇所を工事する場合は、審議となりますので商工観光課にご相談ください。

**Q屋根の修繕と建具の取替え工事について、建具はA社、屋根はB社に依頼したいのですが対象になりますか？**

A対象になります。ただしA社もB社も町内業者の場合に限ります。補助額はそれぞれの工事費用を合算した額の２０％（千円未満切捨て）で、１棟につき１００万円が上限です。なお、申請は１事業者につき１回限りですので、計画的にご利用ください。

**Q先ほどの質問ですが、建具のA社は６月に着工し７月中に完成予定です。一方、屋根のB社は１０月に着工し１１月に完成予定です。この場合、いつに申請すればいいですか？補助金の支払いはいつになりますか？**

A建具の着工前に、屋根の修繕と併せて申請することになります。着工届は建具着工時に提出し、完了届は屋根修繕工事の完了後に提出してください。補助金額の確定は両方の工事完了後になります。

**Q営業の都合上、令和４年３月に工事を着工し４月上旬に工事完了見込みで計画しています。年度をまたぐことになりますが、対象に含まれますか？**

A対象外です。本制度は、申請した年度の当該年度の３月末までに工事完了届を提出できるものに限ります。

**Qトイレの改良工事の見積もりをとったら３０万円でした。ほかに修繕する箇所もないので、この内容で申請しようと思います。**

A制度の対象となるのは５０万円以上の費用です。３０万円の工事費用では申請できません。

**Q屋根の塗り替え修繕に足場が必要になりますが、こちらも対象になりますか？**

A屋根の塗り替え修繕をするために必要な経費ですので対象になります。

**Q老朽化した看板の撤去に使えますか？**

A店舗修繕のための制度なので、撤去には使えません。

【申請方法・提出期限】

**Q申請に必要な書類を教えてください。**

A申請時は、「鹿追町店舗等修繕補助金交付申請書」（第1号様式）に、次の書類を添えて提出してください。

(1)　工事を行おうとする店舗等の所有者が明らかとなる書類

　　　　➡修繕する店舗が申請者本人の所有であれば、（3）の同意を得て町で所有者確認をいたしますので、書類の提出は不要です。

なお、修繕する店舗が賃貸等の場合は、**建物の登記事項証明書（現在事項証明書）**をご用意ください。

　(2)　前号における権利者が複数の場合、修繕工事施工同意書（様式第2号）

　　　　➡要件に該当する場合は、権利者全員の記名・押印が必要です。

　(3)　同意書（様式第3号）

　　　　➡申請条件資格の確認のため、申請者の町税等の納入状況と申請者の住民登録状況について、担当職員が確認することに同意する書類です。

確認事項は次のとおりです。

１　町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税

２　介護保険料及び後期高齢者医療保険料

３　上下水道及び個別排水処理施設使用料

４　下水道事業受益者負（分）担金及び個別排水処理事業受益者分担金

５　認定こども園及び地域保育所の保険料

６　その他税外収入

７　住民登録状況

８　その他申請条件の資格に関すること

以上の項目を調査することで、町税、その他町に対する債務の履行を遅滞していないことを確認します。

　(4)　工事請負契約書及び工事見積書の写し（対象工事と他の工事を分離したもの）

　　　　➡契約書と見積書の両方をご用意ください。コピーで構いません。なお、契約を交わしてない場合は、見積書のみ添付してください。

　(5)　付近見取図、工事箇所の図面及び写真（施工前の状況を撮影したもの）

　　　　➡付近見取図は、修繕する店舗の所在を示した地図です。（簡易なもので構いません）工事箇所の図面も必要ですが、工事の性質上、図面を要しない場合は添付不要です。施工前の写真については、どの場合においても必ずご用意ください。工事内容によっては、東西南北４つの角度で撮影した写真を要する場合もありますので事前にご確認ください。なお、写真には撮影年月日を記載してください。（直近１カ月以内に撮影した写真）

　(6)　申請者が修繕工事を行う店舗等の所有者以外の場合、店舗等の使用及び修繕工事に係る承諾書（様式第4号）

　　　　➡要件に該当する場合は、必ず承諾書を提出してください。

　(7)　その他町長が必要と認める書類

　　　　➡鹿追町へ営業届書が提出されていない方は、営業届出書を提出いただきます。また、営業届出の内容に変更があった方は、変更届を提出いただきます。なお、営業届出書は、鹿追町役場商工観光課に備えているほか、町ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

**Q申請の提出期限はありますか？**

A申請書の提出後、書類を審査し内容の決定を行い、決定通知を受けて工事着工となります。そのため、**工事着工予定日２週間前まで**には申請書を提出してください。なお、本制度は**令和６年３月３１日まで**となっており、申請年度の３月までに終わる工事に限ります。（年度は４月～翌年３月まで）

【工事着手】

**Q着手時に必要な書類を教えてください。**

A工事に着手したときは、「鹿追町店舗等修繕補助事業工事着手届」（第6号様式）を提出してください。工事の完了時には、施工後の写真はもちろんのこと、施工中の写真も添付する必要がありますので必ず撮影してください。

【変更申請】

**Q工事着工後に、工事費用が当初の申請を大幅に上回ることになった場合はどうしたらいいですか？**

A変更申請書（第7号様式）を速やかに提出し、町の承認を受ける必要があります。ただし、軽微（補助対象工事費の１０％未満）な変更については不要です。なお、事業内容が追加した場合も変更申請が必要です。例えば、屋根工事の着工後に内壁の修繕もすることになった場合など。

【工事完了】

**Q完了時に必要な書類を教えてください。**

A工事が完了したときは、速やかに「鹿追町店舗等修繕補助事業工事完了届」（第9号様式）に、次の書類を添えて提出してください。

(1)　修繕工事に係る工事代金の請求明細書及び領収書の写し

　　　　➡請求の明細書と領収書の両方をご用意ください。コピーで構いません。

(2)　施工中及び施工後の状況写真

　　　　➡施工中の写真と施工後の写真の両方をご用意ください。申請時に提出した施工前の写真と比較できるよう撮影してください。

(3)　その他町長が必要と認める書類

**Q完了届を提出後の流れを教えてください。**

A完了届（第9号様式）等を受理後、町では内容を審査するとともに実地調査を行います。そこで適合と認められた場合は、「鹿追町店舗等修繕補助金確定通知書」（第10号様式）により通知します。実地調査後から２週間程度で通知書を送付します。

【補助金の請求と受取】

**Q通知書を受け取りました。補助金はどのように交付されますか？**

A確定通知書（第10号様式）に同封されている「鹿追町店舗等修繕補助金請求書」（第11号様式）に、必要事項を記入し提出してください。町から「商品券引換証」が送付されますので、書面に記載している引換え期限までに商工会へ行き、「引換証」を渡して商品券と交換してください。